

# 仙北市社会福祉協議会 災害ボランティア事前登録要綱

## （目 的）

第1条 この要綱は、災害発生時に自主的に救援活動を希望するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）を事前に登録し、災害現場において、迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう支援するとともに、平常時より相互の連携を図ることを目的とする。

## （事前登録実施機関）

第2条 災害ボランティアの登録は、仙北市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において行う。

## （登録条件）

第3条 災害ボランティアに事前登録できる者は、次のとおりとする。

- （1）秋田県内に在住、勤務、在学または拠点を有している満15歳以上の個人及び団体、NPO、企業等。
- （2）未成年の場合は保護者の承諾を得るものとする。

## （登録及び変更）

第4条 災害ボランティアとして事前登録を希望する者は、（災害ボランティア事前登録申込書（以下「申込書」という。）「個人用 様式1」、「団体用 様式2」）に必要事項を記入し本会へ提出する。

2 本会は、前項により申込書を受理した場合（災害ボランティア登録台帳「様式3-1」「様式3-2」）に必要事項を記載し登録を行う。

3 本会は、前項により登録を完了した災害ボランティア（以下「登録者」という。）に対し、（災害ボランティア登録証「様式4」）を発行する。

4 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに申込書を本会に再提出するものとする。

## （個人情報取扱い）

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

2 正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た個人情報は漏らすことのないよう、必要な措置を講じ、活動終了後においてもその義務は継続する。

#### (情報提供)

第6条 本会は、登録者に対し、必要な情報提供、研修会ならびに災害時対応訓練等への参加案内を行う。

#### (登録の削除)

第7条 本会は次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

(1) 登録者が、(災害ボランティア登録辞退届「様式5」)を提出したとき。

(2) 全号に掲げるもののほか、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたときまたは本会が不適格と認めたとき。

#### (ボランティア保険の加入)

第8条 登録者が本会の要請で災害ボランティア活動をする場合に限り、活動中の事故等に備え、ボランティア保険に加入するものとし、当該保険料は本会が負担する。

#### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月1日より適用する。

この要綱は、令和5年10月1日より適用する。